

第 2 章

不当労働行為の審査等

第 1 節	不当労働行為の審査	14
第 1	概 要	14
第 2	不当労働行為救済申立事件一覧	20
第 3	事件要録	24
1	命 令	24
2	和解・取下	32
第 2 節	不当労働行為の再審査	36
第 1	概 要	36
第 2	不当労働行為再審査申立事件一覧	37
第 3 節	行政訴訟	38
第 1	概 要	38
第 2	行政訴訟事件一覧	39
第 4 節	労働組合の資格審査	40

第1節 不当労働行為の審査

第1 概 要

1 取扱件数の概要

(1) 取扱件数の概要

平成30年における不当労働行為救済申立事件の取扱件数は19件で、その内訳は、前年からの繰越し8件、新規申立て11件である。これら取扱事件のうち終結は7件で、残り12件は翌年に繰り越された（「第2 不当労働行為救済申立事件一覧」参照）。

なお、審査の過程において実施した調査、審問、和解の回数は、調査51回、審問4回、和解2回の合計57回で、月平均すると5回である。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区 分		年	26年	27年	28年	29年	30年
取 扱 件 数	前年からの繰越し		17	16	11	6	8
	新規申立		16	13	7	12	11
	計		33	29	18	18	19
審査回数(回) (調査・審問・和解)			123	105	59	73	57

(2) 救済内容別取扱件数

解雇、配置転換、賃金差別等の不利益取扱いの排除、労働組合が申し入れた団体交渉への応諾及び支配介入の排除を求めるもの（労働組合法「7条1・2・3号」）が6件と最も多く、全体の32%を占めている。次いで、団体交渉への応諾を求めるもの（労働組合法「7条2号」）並びに団体交渉への応諾及び支配介入の排除を求めるもの（労働組合法「7条2・3号」）が各5件で、それぞれ全体の26%を占めている。以上の3区分で全体の84%を占めている。

表2 救済内容別取扱件数一覧表

(単位：件)

区 分		年				
		26年	27年	28年	29年	30年
労組法 7条	1号	3	2	1	-	-
	1・2号	3	3	1	4	2
	1・3号	1	3	2	1	1
	1・2・3号	11	11	8	6	6
	2号	11	9	6	4	5
	2・3号	2	-	-	3	5
	3号	2	1	-	-	-
計		33	29	18	18	19

(3) 業種別取扱件数

取扱件数を業種別にみると、「運輸業、郵便業」が8件で最も多く42%を占め、次いで、「製造業」及び「教育、学習支援業」が各3件で、それぞれ16%を占めている。以上の3区分で全体の74%を占めている。

表3 業種別取扱件数一覧表

(単位：件)

区 分		年				
		26年	27年	28年	29年	30年
建設業		1	1	1	-	-
製造業		8	5	5	3	3
情報通信業		-	-	-	1	1
運輸業、郵便業		13	15	6	8	8
卸売業、小売業		2	3	2	1	2
金融業、保険業		1	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業		1	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業		-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業		-	-	-	-	-
教育、学習支援業		5	3	2	3	3
医療、福祉		-	1	-	-	-
複合サービス事業		-	-	-	1	1
サービス業		2	1	2	1	1
公務		-	-	-	-	-
計		33	29	18	18	19

2 新規申立事件の概要

(1) 救済内容別

平成30年における新規申立件数は11件で、その救済内容別の内訳は、労働組合法「7条2号」及び「2・3号」が各4件、「1・2・3号」が3件となっている。

(2) 申立人別

申立人別では、すべてが組合申立てとなっている。

(3) 企業規模別

従業員数による企業規模別の内訳は、「100人以上499人以下」の事業所が6件、「500人以上」の事業所が4件及び「100人未満」の事業所が1件となっている。

(4) 業種別

業種別の内訳は、「運輸業、郵便業」が6件、「製造業」が2件、「卸売業、小売業」、「教育、学習支援業」及び「複合サービス事業」が各1件となっている。

表4 新規申立事件の内容の一覧表

(単位：件)

区 分		年	26年	27年	28年	29年	30年
救 済 内 容 別	労 組 法 7 条	1 号	2	1	-	-	-
		1・2号	2	1	-	4	-
		1・3号	1	2	-	1	-
		1・2・3号	4	3	3	3	3
		2号	6	6	4	1	4
		2・3号	1	-	-	3	4
		3号	-	-	-	-	-
計		16	13	7	12	11	
申 立 人 別	組 合	15	13	6	12	11	
	組 合 ・ 個 人	-	-	1	-	-	
	個 人	1	-	-	-	-	
	計	16	13	7	12	11	
企 業 規 模 別	100人未 満	6	7	2	6	1	
	100人～499人	9	4	3	3	6	
	500人 以 上	1	2	2	3	4	
	計	16	13	7	12	11	
業 種 別	建 設 業	1	1	-	-	-	
	製 造 業	4	2	3	1	2	
	情 報 通 信 業	-	-	-	1	-	
	運 輸 業、郵 便 業	8	6	1	6	6	
	卸 売 業、小 売 業	1	2	1	-	1	
	金 融 業、保 険 業	-	-	-	-	-	
	不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	
	学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	
	宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	-	-	-	-	-	
	生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	-	-	-	-	-	
	教 育、学 習 支 援 業	2	-	1	2	1	
	医 療、福 祉	-	1	-	-	-	
	複 合 サ ー ビ ス 事 業	-	-	-	1	1	
	サ ー ビ ス 業	-	1	1	1	-	
公 務	-	-	-	-	-		
計		16	13	7	12	11	

3 終結状況

(1) 終結状況

平成30年の取扱件数19件のうち、終結事件は7件で、その内訳は、「命令・決定」によるものが1件、「和解・取下」によるものが6件となっている。

表5 終結状況一覧表

(単位：件)

区 分		年	26年	27年	28年	29年	30年
取 扱 件 数			33	29	18	18	19
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	全 部 救 済	-	-	2	-	-
		一 部 救 済	-	-	1	1	-
		棄 却	-	1	-	1	1
		却 下	-	2	1	-	-
		計	-	3	4	2	1
	和 解 ・ 取 下	関 与 和 解	14	12	4	6	2
		自 主 和 解	-	-	1	2	3
		取 下	3	3	3	-	1
		計	17	15	8	8	6
	合 計			17	18	12	10
翌 年 へ 繰 越			16	11	6	8	12

(2) 不服申立状況

平成30年に発せられた1件の命令について、申立人から中央労働委員会へ再審査の申立てが行われた。

表6 不服申立状況一覧表

(単位：件)

区 分		年	26年	27年	28年	29年	30年
命 令 ・ 決 定			-	3	4	2	1
		確 定	-	1	1	2	-
		不 服 申 立	-	2	3	-	1
不 服 申 立 の 内 訳	再 審 査	労	-	1	1	-	1
		使	-	-	1	-	-
		双 方	-	-	1	-	-
	行 政 訴 訟	労	-	1	-	-	-
		使	-	-	-	-	-
		双 方	-	-	-	-	-

(3) 所要日数

平成30年に終結した事件7件の申立てから終結までの平均所要日数は498日となっている。

なお、労働組合法第27条の18に規定する審査の期間の目標について、当委員会では、1年半以内のできるだけ短い期間と定めている(平成17年1月24日第1274回公益委員会議決定)。

表7 審査期間別終結件数一覧表

(単位：件)

区分 年	命令・決定			和解・取下			全事件		
	1年半 以内	1年半 超	計	1年半 以内	1年半 超	計	1年半 以内	1年半 超	計
26年	0	0	0 (-)	15	2	17 (280日)	15	2	17 (280日)
27年	2	1	3 (351日)	12	3	15 (338日)	14	4	18 (341日)
28年	2	2	4 (715日)	7	1	8 (263日)	9	3	12 (413日)
29年	0	2	2 (876日)	8	0	8 (144日)	8	2	10 (290日)
30年	0	1	1 (1,235日)	4	2	6 (376日)	4	3	7 (498日)
計	4	6	10 (690日)	46	8	54 (284日)	50	14	64 (348日)

(注) () 内は平均所要日数である。

第2 不当労働行為救済申立事件一覧

前年繰越分（8件）

事件番号	申立区分	業種別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請求内容	申立年月日 処理状況	所要 日数	調査回数	担当委員
							審問回数	
27 (不) 6	組合	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業)	1・2・3	団体交渉応諾、不利益取扱いの禁止、未払賃金の支払及び不利益取扱いの撤回、支配介入の禁止、原職復帰、文書の掲示	27. 6. 10	1, 235	17 (2)	(審) 志治 (労) 畑 (使) 牧野
		棄却			5 (1)			
		15, 000			30. 10. 26		0 (0)	
							11 (0)	
28 (不) 4	組合	製造業 (飲料・たばこ・飼料製造業)	1・2・3・4	不利益取扱いの撤回、団体交渉応諾、賞与の支払、支配介入の中止、文書の掲示	28. 5. 20	635	12 (1)	(審) 成田 (労) 牧田 (使) 中西
		自主和解			0 (0)			
		35			30. 2. 13		2 (0)	
							0 (0)	
28 (不) 7	組合	卸売業、小売業 (建築材料、鉱物・金属材料等卸売業)	2	団体交渉応諾、文書の掲示・文書の交付	28. 12. 27	735	8 (4)	(審) 杉島 (労) 大久保 (使) 山本
		係属中			0 (0)			
		653					0 (0)	
							0 (0)	
29 (不) 2	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	1・2・3 (29. 6. 28 1号追加)	配転命令の撤回、団体交渉応諾、支配介入の禁止、文書の掲示	29. 1. 10	679	13 (6)	(審) 酒井 (労) 河野 (使) 吉村
		取下			0 (0)			
		100			30. 11. 19		2 (0)	
							0 (0)	
29 (不) 7	組合	情報通信業	1・2・3 (30. 3. 29 1号違反にも該当する旨確認)	団体交渉応諾、支配介入の禁止、文書の掲示	29. 5. 26	400	9 (4)	(審) 杉島 (労) 牧田 (使) 牧野
		関与和解			0 (0)			
		10, 442			30. 6. 29		0 (0)	
							0 (0)	
29 (不) 9	組合	職業紹介・労働者派遣業	1・2	不利益取扱いの撤回、団体交渉応諾、文書の掲示	29. 7. 19	202	3 (0)	(審) 佐脇 (労) 大久保 (使) 松井
		自主和解			0 (0)			
		7			30. 2. 5		0 (0)	
							0 (0)	
29 (不) 10	組合	教育、学習支援業	1・2	不利益取扱いの撤回、団体交渉応諾、文書の掲示	29. 9. 1	287	6 (4)	(審) 永井 (労) 伊藤 (使) 夏目
		関与和解			1 (1)			
		2			30. 6. 14		1 (1)	
							2 (2)	

事件 番号	申立 区分	業 種 別	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日	所 要 日 数	調査回数	担当委員	
		従業員数(申立時)			処理状況		審問回数		
29 (不) 11	組合	教育、学習支 援業	3 (30.1.16 1号取下)	支配介入の禁止、文書 の掲示	29.10.20	438	6 (5)		(審)成田
		503			係属中		2 (2)		(労)可知
							0 (0)	(使)中西	
							4 (4)		

(注) 1 「所要日数」、「調査回数」、「審問回数」、「和解回数」及び「証人等数」は、申立時から終結時又は平成30年12月末日まで(()内は同年中)の数字である。

2 「証人等数」は、実人数である。

平成 30 年申立分 (11 件)

事件 番号	申立 区分	業 種 別 従業員数(申立時)	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日 処理状況	所 要 日 数	調査回数	担当委員
							審問回数 和解回数 証人等数	
30 (不) 1	組合	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	1・2・3	不利益取扱いの禁止、 団体交渉応諾、支配介 入の禁止、文書の揭示	30. 3. 23	50	1	(審)佐脇 (労)西野 (使)工藤
		自主和解 30. 5. 11			0 0 0			
30 (不) 2	組合	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業)	2	団体交渉応諾、文書の 揭示	30. 4. 16	260	4	(審)渡部 (労)大久保 (使)松井
		係属中			0 0 0			
30 (不) 3	組合	教育、学習支 援業	2	団体交渉応諾	30. 5. 2	244	4	(審)酒井 (労)畑 (使)夏目
		係属中			0 1 0			
30 (不) 4	組合	卸売業、小売 業	2	団体交渉応諾、文書の 揭示	30. 6. 18	197	4	(審)佐脇 (労)西野 (使)工藤
		係属中			0 0 0			
30 (不) 5	組合	製造業 (金属製品製 造業)	2	団体交渉応諾、文書の 交付	30. 7. 6	179	3	(審)永井 (労)牧田 (使)牧野
		係属中			0 0 0			
30 (不) 6	組合	複合サービ ス事業 (郵便局)	2・3	団体交渉応諾、文書の 揭示	30. 7. 30	155	3	(審)成田 (労)伊藤 (使)山本
		係属中			0 0 0			
30 (不) 7	組合	製造業 (窯業・土石製 品製造業)	1・2・3	不利益取扱いの撤回、 団体交渉応諾、支配介 入の禁止、文書の揭示	30. 9. 18	105	2	(審)杉島 (労)河野 (使)吉村
		係属中			0 0 0			
30 (不) 8	組合	運輸業、郵便 業 (道路貨物運 送業)	1・2・3	不利益取扱いの撤回、 団体交渉応諾、文書の 揭示	30. 9. 19	104	2	(審)渡部 (労)可知 (使)牧野
		係属中			0 0 0			

事件 番号	申立 区分	業 種 別	労組法 7条 該当号	請 求 内 容	申立年月日	所 要 日 数	調査回数	担当委員
		従業員数(申立時)			処理状況		審問回数	
30 (不) 9	組合	運輸業、郵便業 (運輸に附帯するサービス業)	2・3	団体交渉応諾、便宜供与、文書の揭示	30.10. 3	90	1	(審)佐脇 (労)西野 (使)中西
		係属中			0			
		1,334					0	
30 (不) 10	組合	運輸業、郵便業 (運輸に附帯するサービス業)	2・3	団体交渉応諾、便宜供与、他組合との差別取扱禁止、文書の揭示	30.11. 7	55	1	(審)志治 (労)牧田 (使)夏目
		係属中			0			
		110					0	
30 (不) 11	組合	運輸業、郵便業 (運輸に附帯するサービス業)	2・3	団体交渉応諾、支配介入の禁止、文書の揭示	30.12.21	11	0	(審)永井 (労)伊藤 (使)工藤
		係属中			0			
		約2,000					0	

(注) 1 「所要日数」、「調査回数」、「審問回数」、「和解回数」及び「証人等数」は、申立時から終結時又は平成30年12月末日までの数字である。

2 「証人等数」は、実人数である。

第3 事件要録

1 命令

27年(不)第6号 (7条1・2・3号)

1 事案の概要

本件は、被申立人Y1及びY2の組合との団体交渉（以下「団交」という。）における対応及び団交拒否、Y1及び被申立人Y4の団交拒否並びにY1、Y2、被申立人Y3及びY4の組合に対する支配介入、組合の組合員に対する不利益取扱い等に関し、次に掲げる争点を対象に、平成27年6月10日に当初申立て（争点（1）ないし（8）及び（20））がされ、平成28年6月1日に追加申立て（争点（9）ないし（15））が、さらに、同年8月5日に追加申立て（争点（16）ないし（19））がされた事件である。

（1）Y2の団交における次の行為は、労組法7条2号の不当労働行為に当たるか。

ア 第5回（平成26年6月16日開催）、第6回（同年7月23日開催）、第7回（同年8月19日開催）、第8回（同年10月28日開催）、第9回（同年12月24日開催）及び第10回（平成27年6月22日開催）の各団交において、B1代表取締役を出席させなかったこと

イ 第5回及び第9回の団交におけるB2業務課次長及びB3課長の対応

ウ 第5回、第6回、第8回及び第9回の各団交の開催期日の決定に係る対応

エ 組合が平成27年5月26日付けで申し入れた団交の議題のうち、①未払賃金、②B4所長がA1委員長に対し、刑事告訴及び民事訴訟の提起を行った件、③B4所長が組合の執行委員らに対して暴力を振るった件及び④B2業務課次長がA1委員長に対して暴力を振るった件に係る議題について、訴訟係属中又は捜査中であるという理由で団交を拒否したこと

（2）Y4は、組合からの平成26年9月20日付け及び同年11月14日付けの団交申入れに応じるべき使用者であったか。同社が「組合員がいない」という理由で当該団交申入れを拒否したことは、同号の不当労働行為に当たるか。

（3）Y2は、A2書記長に対し、配車について差別的な対応を行ったか。同社の当該行為は、労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。

（4）Y3は、A3組合員に対し、次の行為を行ったか。同社の当該行為は、同条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。

ア 平成26年6月12日に、合理的な理由なくタイヤ交換を拒否したこと

イ 同年9月に、有給休暇について差別的な対応を行ったこと

ウ 同年12月11日に、交通事故の処理において差別的な対応を行ったこと

（5）Y4は、A4組合員に対し、次の行為を行ったか。同社の当該行為は、同条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。

ア 平成26年9月10日、合理的な理由なく勤務時間を変更したこと

イ 同年10月12日、合理的な理由なく診断書の提出を求めたこと

- ウ 同月頃、クレームについて差別的な対応を行ったこと
- (6) 平成26年9月11日のY4の営業所での出来事を理由として、Y2及びY3が同年10月14日付けで行った次の懲戒処分等は、同条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- ア Y2によるA1委員長に対する減給
- イ Y2によるA5副委員長及びA6組合員に対する譴責
- ウ Y2によるA2書記長に対する訓戒
- エ Y3によるA3組合員に対する訓戒
- (7) B4所長及びB5従業員によるA1委員長に対する刑事告訴及び民事訴訟の提起は、Y4の意を体して行われたものといえるか。当該行為は、同条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- (8) 次のアからオまでに掲げる者は、当該アからオまでに定める者に対し、括弧内の期日において組合からの脱退懲憑を行ったか。当該懲憑は、Y4の意を体して行われたものといえるか。当該行為は、同号の不当労働行為に当たるか。
- ア B6従業員 A7組合員（平成26年9月9日）
- イ B4所長 A8組合員（同月12日）
- ウ B6従業員 A8組合員（同年10月19日）
- エ B4所長及びB6従業員 A4組合員（同月21日及び22日）
- オ B4所長及びB6従業員 A8組合員（同日）
- (9) Y2は、平成27年10月8日、同社の営業所の駐車場に駐車してあったA2書記長の自家用車のタイヤのパンクに関与したか。その後、適切な再発防止策をとらなかったか。同社の当該行為及び不作為は、労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- (10) B6従業員は、次の行為を行ったか。当該行為は、Y2の意を体して行われたものといえるか。当該行為は、同条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- ア 組合、A1委員長及びA2書記長を誹謗中傷するビラ（平成27年10月4日付け、同月8日付け、同月16日付け及び同年12月7日付け）の作成、配布等
- イ 同年10月31日におけるA5副委員長に対する発言
- (11) B6従業員は、次のアからウまでに掲げる期日において当該アからウまでに定める者に対し、言いがかり等の発言を行ったか。当該発言は、Y2の意を体して行われたものといえるか。当該行為は、同号の不当労働行為に当たるか。
- ア 平成27年10月13日 A2書記長
- イ 同月16日及び24日 A1委員長
- ウ 同日 A9組合員
- (12) 平成27年10月15日及び31日において、B3課長、B4所長、B5従業員及びB6従業員は、A1委員長を取り囲み長時間罵倒したか。当該言動は、Y2の意を体して行われたものといえるか。当該行為は、労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- (13) 平成27年10月30日において、B3課長は、A10組合員に対し、組合からの脱退懲憑及びY2に対する未払賃金等請求訴訟の訴え取下げの懲憑を行ったか。当該行為は、同号の不当労働行為に当たるか。
- (14) Y2が平成28年1月28日付けでA2書記長を休職期間満了により退職扱いとしたこと

は、労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。

- (15) Y2が平成28年3月23日付けでA1委員長を懲戒解雇したことは、同条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- (16) Y2がA5副委員長を、定年退職後に継続雇用しなかったことは、同条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- (17) Y2がA11組合員との嘱託雇用契約を、平成28年5月31日付けで満了とし更新しなかったことは、同条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- (18) Y2がA9組合員との雇用関係を、平成28年5月31日付けで解消したことは、同条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- (19) Y3がA3組合員を、定年退職後に継続雇用しなかったことは、同条1号及び3号の不当労働行為に当たるか。
- (20) Y1は、組合の組合員との関係で使用者といえるか。(1)から(19)までのY2、Y3又はY4の行為が不当労働行為に当たる場合、Y1についても不当労働行為が成立するか。

2 主文

本件申立てを棄却する。

3 判断の要旨

- (1) ア 第5回団交及び第7回団交から第10回団交までの各団交において、Y2はB1代表取締役を出席させなかったが、交渉権限を与えられた同社側出席者と組合側出席者との間で一定程度、交渉が成立していたといえ、当該各団交における同社の対応が不誠実であるということまではいえない。また、第6回団交について、同社はB1代表取締役を出席させなかったが、当該団交における同社の対応が不誠実なものであるとする十分な疎明はない。したがって、第5回から第10回までの各団交において同社がB1代表取締役を出席させなかったことは、労組法7条2号の不当労働行為に当たらない。
- (1) イ 第5回団交において、B2業務課次長による冒頭の「怖い、怖い」との発言は、出席者の人数の差等から恐怖を感じたことからの発言であるとしていることに一定の理解はできること、また、第9回団交において、B3課長がスマートフォンを操作していたことは、団交の場でスマートフォンの資料を見ながら話している発言及び審問でも同趣旨の証言があることから不自然とまではいえないこと並びにB2業務課次長がA5副委員長に対するチケット不正に係る発言をしたことは唐突なものであることは否めない一方、双方の出席者が相手方の出席者の発言により相当興奮した状況において、当該発言の契機となった発言が組合側の出席者からなされたといえることから、第5回団交及び第9回団交における同社の対応は、労組法7条2号の不当労働行為に当たらない。
- (1) ウ 第5回、第6回、第8回及び第9回の各団交の開催期日の決定に係るY2の対応は、一部、組合が求めた期限までに回答をしなかったことは適切ではなかったが、

組合との団交に応じようとする姿勢が見受けられることから、労組法7条2号の不当労働行為に当たらない。

(1) エ Y2らが平成27年5月26日付けで組合から申し入れられた団交の議題のうち、未払賃金に係る議題について交渉を拒否したことは、当該未払賃金の本来の請求者たる組合の組合員らの代理人がその額を把握できておらず、組合と当該未払賃金について実質的な交渉ができる状況になかったと考えたことに合理性がないとはいえないことから、また、B4所長ないしB2業務課次長がA1委員長らに暴力を振るった件に係る議題について交渉を拒否したことは、個人の行為の有無ないし評価が争いとなっている事案であり、そもそも労働条件の向上を目的として労使が行う「団交」の対象とは考えられず、また、すでに捜査機関において事実の有無を捜査中の事案であり、当事者でない組合と本社らとの間の団交によって何らかの結論が出るものでもないことは明らかであることから、いずれも正当な理由があり、労組法7条2号の不当労働行為に当たらない。

(2) Y4が平成26年9月20日付けの組合から団交申入れに対して開催延期したい旨回答した同年10月17日時点では同社に組合の組合員が存在していたことから、同社は当該団交申入れに応じるべき使用者であると認められる。しかし、当該時点では組合からの組合結成通知が同社に送付されていなかったことにより、同社が組合の組合員が存在するとの認識を持てなかったこともやむを得ないため、組合の組合員について不知であることを理由に答弁内容が精査できないとして、同社が当該団交申入れに対して開催延期したい旨回答したことは、正当な理由があったといえることから、労組法7条2号の不当労働行為に当たらない。

また、同社が同年11月14日付けで組合から申し入れられた団交に対して開催延期したい旨回答した同月20日時点では同社に組合の組合員が存在していたことの疎明がなく、組合の組合員の組合からの脱退に同社の関与は認められない。したがって、同社が当該団交申入れに応じるべき使用者であるとは認められないことから、不当労働行為性について判断するまでもない。

(3) A2書記長に対し、組合の主張するルールに反する配車指示が仮にあった場合でも、その原因が各営業車の配車システム上の現在位置表示と実際の位置との間の誤差のため又は依頼者からの要請のためである可能性を否定できず、Y2がA2書記長に対し、配車について差別的な対応を行ったとまではいえないことから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。

(4) ア 平成26年6月12日にA3組合員はY3を欠勤していることから、同日に同社が同人からのタイヤ交換の要求を拒否したことはなく、不当労働行為該当性について判断するまでもない。

(4) イ 平成26年9月のY3によるA3組合員の有給休暇の処理は不適切な事務処理と言わざるを得ないが、同人が組合の組合員であるが故に当該処理がなされたとの疎明はないことから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。

(4) ウ 平成26年12月11日のA3組合員の事故の処理におけるY3の対応は、事故の状況から相手方よりもA3組合員の過失割合が高いとの判断に基づく一定の合理性があ

る対応であり、差別的なものとはいえず、不当労働行為該当性について判断するまでもない。

- (5) ア 平成26年9月10日にY4がA4組合員に対して行った勤務時間の変更は、同人の本来の勤務時間を守るようにとの内容であることから特段不自然なものとはいえず、また、乗務員らに対して本来の勤務時間を守るよう指導していたことの一環としてなされたものであり、合理的な理由があるといえることから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。
- (5) イ 平成26年10月12日にY4がA4組合員に対して診断書の提出を求めたことは、同人の同年9月12日からの欠勤が1か月が経過したことから今後の処遇の判断のため必要があるとの同社の判断の下になされたものといえ、合理的な理由が認められることから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。
- (5) ウ 平成26年10月頃のY4によるA4組合員に対しての同年8月31日のクレームに係る指導は、乗務員として通常求められる勤務態度に関するクレームについて、接客業を営む同社として当然になされるべきものともいえることから、一定の合理性があるといえ、差別的な対応を行ったとはいえないことから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。
- (6) 平成26年9月11日のA1委員長ら6名の行為は、B4所長と面識もない状況において、当該6名と雇用関係がないY4の営業所敷地内に、事前の連絡もなく入った上、B4所長らと口論となり、退去を求められたにもかかわらず、1時間半を超え当該営業所敷地内に留まったもので、当該行為が、同社に、実際の行為者である当該6名に対してはもちろん、当該6名の雇用主であるY2及びY3に対しても、不審の念を抱かせるものであったことは想像に難くないものであり、これに対し、Y2及びY3がそれぞれの就業規則の該当条項を適用して減給の処分等をしたことには一定の合理的な理由があったといえ、また、Y2は、A1委員長ら3名に対して十分な弁明の機会を与えた上で当該懲戒処分を行っており、当該手続に瑕疵があるとはいえないことから、労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たらない。
- (7) B4所長及びB5従業員によるA1委員長に対する民事訴訟の提起及び刑事告訴にY4が関与した事実は認められないことから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。
- (8) 平成26年9月から10月までの間に、B4所長が自ら及びB6従業員をして組合の組合員に対して組合からの脱退懲退を行った事実は認められないことから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。
- (9) 平成27年10月8日のA2書記長の自家用車のタイヤのパンクにY2が関与したとする疎明はないことから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。

平成25年9月から当該パンクまで2年余り、A2書記長の自家用車のタイヤのパンクが発生していないこと等から、同社が当該パンクという一つの事例の後に、当該営業所の全ての従業員を監視することになるともいえる防犯カメラの設置という対策を選択せず、段階的に強化すべきであるとして、当該パンクの翌日から、夜間当直員に定期的に見回りをするよう指示するという対策を執ったことは不十分な対策ということまでは

きず、適切な再発防止策を執らなかつたとまではいえないことから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。

- (10) ア B 6 従業員は5種類のビラの作成及び配布を行ったが、当該5種類のビラの作成及び配布について同人がY 2の指示を否定する旨証言していることに対し、これを覆すに足る疎明はないため、当該行為は同社の意を体して行われたものとはいえないことから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。
- (10) イ 平成27年10月31日にB 6 従業員は、A 5 副委員長とのやり取りの中で「ま、いいわ そのうちに、全部、家庭のな身内のな 色んなことも調べてさ、やるもんで」と述べたことが認められるが、B 6 従業員による当該発言がY 2の意を受けたものであるとする点についての疎明はないため、同人による当該発言が同社の意を受けたものとはいえないことから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。
- (11) ア B 6 従業員は、平成27年10月13日にA 2 書記長に対し、同人の自家用車のパンクが同人の自作自演の可能性も考えられる旨、B 6 従業員によるビラの配布は平成26年9月11日のY 4の営業所における出来事に関する報復である旨及び同日の報復として組合に対して宣戦布告する旨発言したことが認められるが、当該発言がY 2の意を体してなされたとするまでの疎明はないため、同社の意を体して行われたものとはいえないことから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。
- (11) イ及びウ 平成27年10月16日及び24日にB 6 従業員がA 1 委員長に対して組合を潰す意思を表明した発言ないし同人に危害を加える旨の発言があったこと並びに同日にB 6 従業員がA 9 組合員に対して組合からの脱退を慫慂する旨の発言があったことの疎明はないため、当該発言があったとは認められないことから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。
- (12) 平成27年10月15日のY 2の本社営業所における出来事は、A 1 委員長の入社後から同人の通報により警察が到着するまでの約15分間、同人とB 5 従業員及び同人を後押しするB 6 従業員とによるやり取りが続いたもので、B 4 所長及びB 3 課長が積極的に加わったやり取りとは認められず、また、B 3 課長、B 4 所長、B 5 従業員及びB 6 従業員がA 1 委員長を取り囲んだものとの疎明はないため、B 3 課長、B 4 所長、B 5 従業員及びB 6 従業員がA 1 委員長を取り囲み長時間罵倒したものとはいえないことから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。
- 同月31日の同営業所における出来事は、B 5 従業員がA 1 委員長に対して説明を求めてから同人の通報により警察が到着するまでの約16分間、A 1 委員長及び同人を後押しするA 5 副委員長と、B 5 従業員及び同人を後押しするB 6 従業員とによるやり取りが続いたもので、B 3 課長が積極的に加わったやり取りとは認められず、B 4 所長は全く加わっていないやり取りと認められ、また、B 3 課長、B 4 所長、B 5 従業員及びB 6 従業員がA 1 委員長を取り囲んだものとの疎明はないため、B 3 課長、B 4 所長、B 5 従業員及びB 6 従業員がA 1 委員長を取り囲み長時間罵倒したものとはいえないことから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。
- (13) 平成27年10月30日にA10組合員はY 2の従業員と一緒に名古屋地方裁判所に行きA10組合員自身に係る同社に対する未払賃金等請求訴訟を取り下げたこと及び組合を脱退し

たことが認められるが、B 3 課長がA10組合員に対して組合からの脱退を働きかけたことはない旨、同人の未払賃金等請求訴訟の取下げは同人が独自でした旨等を証言していることに対し、これを覆すに足る十分な疎明はないため、同日にB 3 課長からA10組合員に対しての組合からの脱退懲憑及びY 2 に対する未払賃金等請求訴訟の訴え取下げの懲憑があったとまではいうことはできないから、不当労働行為該当性について判断するまでもない。

- (14) Y 2 は、A 2 書記長の欠勤が2か月以上継続した後、就業規則の規定に基づき平成27年12月28日をもって同人を休職としていること並びに平成28年1月28日の休職期間満了までに同人からの医師の診断書を添えた復職願の提出がなかったこと及び同人が同月21日に提出した診断書により当該休職期間満了までに同人の自律神経失調症が全治しないことを確認した上で、同年2月3日、就業規則の規定に基づき、同年1月28日をもって、同人を休職期間満了による自然解職としているといえ、同社によるこれら一連の手続は就業規則に則ったものであり、特に不合理な点は見い出せないことから、同社が同日付けで同人を休職期間満了により退職扱いとしたことは、労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たらない。
- (15) A 1 委員長の無届欠勤、診断書の提出及び健康報告の懈怠並びに配車指示の拒否は懲戒解雇事由に相当するものといえ、同人が複数の懲戒解雇事由に該当したとし、弁明の機会を与えた上で、懲戒解雇したY 2 の判断には合理性が認められることから、同社が平成28年3月23日付けで同人を懲戒解雇したことは、労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たらない。
- (16) A 5 副委員長は、嘱託雇用基準における勤務態度の基準及び賞罰の基準を満たしていなかったことは明らかであること並びにY 2 において本人の希望がありながら雇用の継続がされなかったことは異例とまではいえないことから、同社がA 5 副委員長が嘱託雇用基準を満たさないとし、平成28年5月13日で定年により退職となる同人との間で嘱託雇用契約を締結しなかった判断には一定の合理性が認められる。したがって、同社が同人を定年退職後に継続雇用しなかったことは、労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たらない。
- (17) A11組合員は、嘱託雇用基準における勤務態度の基準を満たしていなかったことは明らかであること、平成28年4月23日の主任班長会においても同人の嘱託雇用契約の更新について否定的な意見が示されたこと並びに同社において本人の希望がありながら雇用の継続がされなかったことは異例とまではいえないことから、同社がA11組合員が嘱託雇用基準を満たさないとし、同人との間で同年5月31日で満了となる嘱託雇用契約を更新しなかった判断には一定の合理性が認められる。したがって、同社が同人との間で嘱託雇用契約を同日付けで満了とし更新しなかったことは、労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たらない。
- (18) A 9 組合員は定年退職となった以降、平成28年5月31日に雇用関係が解消されるまでの間はY 2 と嘱託再雇用の関係にあったものといえるところ、嘱託雇用基準における勤務態度の基準を満たしていなかったことは明らかであること、同年4月23日の主任班長会においても同人の嘱託雇用契約の更新について否定的な意見が示されたこと並びに同

社において本人の希望がありながら雇用の継続がされなかったことは異例とまではいえないことから、同社がA9組合員が嘱託雇用基準を満たさないとし、同年5月31日付けで同人との間で雇用関係を解消し、嘱託雇用契約を更新しなかった判断には一定の合理性が認められる。したがって、同社が同人との間で雇用関係を同日付けで解消したことは、労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たらない。

(19) A3組合員は、勤務態度の面で良好との評価でないことは明らかであること、Y3において本人の希望がありながら雇用の継続がされなかったことは異例とまではいえないこと並びに賞罰の面でも良好との評価でないことは明らかであることから、同社がA3組合員を就業規則に規定された「会社が必要と認めた者」に該当しないとし、平成28年7月16日で定年により退職となる同人との間で嘱託雇用契約を締結しなかった判断には一定の合理性が認められる。したがって、同社が同人を定年退職後に継続雇用しなかったことは、労組法7条1号及び3号の不当労働行為に当たらない。

(20) Y1は、直接の雇用契約関係にないY2、Y3及びY4の従業員の基本的な労働条件等に対して、直接の雇用主である同社らと同視し得る程度に、現実的かつ具体的な支配力を有しているということとはできないことから、組合との関係で労組法7条の使用者とはいえない。

2 和解・取下

28年(不)第4号 (7条1・2・3・4号)

1 事案の概要

本件は、被申立人が、前件(26年(不)第8号)申立て後も引き続き、①申立人組合員の平成27年の夏季賞与及び冬季賞与について、同人らが申立人に加する以前に比べて大幅に減額したことが労働組合法7条1号及び3号に、②同年12月1日から平成28年5月16日までの計5回の団体交渉申入れを拒否したことが同条2号に、③申立人分会長Aに対し、理由を示すことなく自宅謹慎を命じたこと、謝罪を要求したこと、病院の診断書の提出を求めたこと等及び申立人組合員Bに対し、申立人を辞める意思の有無を確認したことが同条1号及び3号に、④申立人組合員Cに対し、有給休暇の申請について、理由を付さず、時季変更権を適切に行使することなく拒絶したことが同条4号に、⑤同人に対し、解雇を予告したことが同条1号及び3号に、⑥申立人からの団体交渉申入書が届くたびに「うっとうしい、嫌なら辞めていけばいい。」と申立人組合員にも聞こえるよう発言したことが同条3号に、⑦申立人組合員以外の従業員もいる前で「ユニオンに入っていたり足を引っ張ったりする奴は給料を下げる。」と発言したことが同条1号及び3号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同月20日に救済が申し立てられ、その後、⑧申立人組合員D及びEに対し、退職金を支払わなかったこと、⑨申立人組合員Bに対し、同年の夏季賞与及び冬季賞与を支払わなかったこと、⑩同人に対し、不当な業務指示を行ったこと並びに⑪申立人分会長Aに対し、他の従業員と隔離した職場に配置転換を行ったことが、いずれも同条1号及び3号に該当する不当労働行為であるとして平成29年6月20日に、さらに、⑫申立人分会長Aに対し、同年5月分以降の「商品開発手当」を支払わなくなったことが同条1号及び3号に、⑬同年8月18日及び26日の団体交渉申入れを拒否したことが同条2号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして同年9月22日に、それぞれ追加申立てがなされた事件である。

2 終結状況

自主和解が成立したことに伴い、平成30年2月13日取下書が提出され、本件は終結した。

29年(不)第2号 (7条1・2・3号)

1 事案の概要

本件は、被申立人が、①アルコール反応検知者への不公平な取扱いを議題とする平成28年9月16日の団体交渉において誠実な団体交渉を行わなかったことが労働組合法7条2号及び3

号に、②同年2月19日、6月10日、7月29日、9月16日及び10月27日の各団体交渉において、回答書を手交せず読み上げるだけの回答を行ったことが同条2号及び3号に、③同年6月10日の団体交渉において、申立人に対して「貴組合との団体交渉の中で従業員の賃金増額を議題として交渉を続けるつもりはありません。」と発言したことが同条2号及び3号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、平成29年1月10日に救済が申し立てられ、その後、④同年6月1日付けで申立人分会員Aを本社倉庫部門に配置転換したことが同条1号及び3号に該当する不当労働行為であるとして同月28日に、⑤乗務員のアルコール検査の不正を議題とする同年12月15日の団体交渉において当該議題は義務的団交事項ではないとした対応が同条2号及び3号に該当する不当労働行為であるとして平成30年2月19日に、⑥団体交渉での協議を経ずに同年8月1日付けで申立人分会員Bを本社倉庫部門に配置転換したことが同条1号ないし3号に該当する不当労働行為であるとして同月13日に、それぞれ追加申立てがなされた事件である。

2 終結状況

平成30年11月19日取下書が提出され、本件は終結した。

29年(不)第7号 (7条1・2・3号)

29年(不)第7号 (7条1・2・3号)

1 事案の概要

本件は、被申立人が、①夏季賞与に関する平成29年4月4日の団体交渉申入れについて、開催の調整を速やかにせず、同月21日の第1回団体交渉において具体的な説明等をしなかったこと、②同年5月12日の第2回団体交渉において同月17日に資料を提示する旨回答したにもかかわらず、同日に提示した資料に不足があったこと及び③同月23日の第3回団体交渉において労働組合としての要件を満たしているか確認することに終始したことが労働組合法第7条第2号に、④同月24日の団体交渉申入れについて、同月25日に労働組合の要件を満たしているか不明確な状況では団体交渉に応じられない旨回答したことが同条2号及び3号に、⑤同月24日に申立人組合執行委員長に対して被申立人の基準による夏季賞与の受取を拒否する場合には、同月25日までに書面で通知するよう求めたことが同条第1号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同月26日に救済が申し立てられた事件である。

2 終結状況

平成30年6月29日第9回調査において、被申立人は申立人が労働組合であることに疑義を述べず誠意をもって団体交渉に応じること等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

29年(不)第9号 (7条1・2号)

1 事案の概要

本件は、被申立人が、①平成29年6月29日、申立外会社に派遣された申立人組合員Aに対し、同社における生産数減少を理由として同年7月31日をもって雇用期間を終了し更新を行わない旨通知したことが労働組合法7条1号に、②同月18日の団体交渉において、同通知の撤回並びに被申立人が申立人組合員Aとの労働契約を「1か月の定期雇用契約」であると回答した意味及び根拠について核心的な事項を把握せず論理的に破綻した発言をしたことが同条2号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同月19日に救済が申し立てられた事件である。

2 終結状況

自主和解が成立したことに伴い、平成30年2月5日取下書が提出され、本件は終結した。

29年(不)第10号 (7条1・2号)

1 事案の概要

本件は、被申立人が、①平成29年8月13日及び24日に申立人が「セクハラ・いやがらせ・金銭の強要に関する件」を議題として申し込んだ団体交渉に応じなかったことが労働組合法7条2号に、②同月18日に申立人組合員に対して支払うべき同年7月末締め給与を、申立人が当該組合員の給与口座に振り込むよう求めているにもかかわらず、被申立人の自宅兼教室に当該組合員が直接受け取りに来るよう求め、支払っていないことが同条1号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、同年9月1日に救済が申し立てられた事件である。

2 終結状況

平成30年6月14日第1回和解において、解決金の支払い等を内容とする関与和解が成立し、本件は同日取り下げられた。

30年(不)第1号 (7条1・2・3号)

1 事案の概要

本件は、被申立人が、①被申立人乗務員Aを通じて申立人組合員Bに対し、「手取り26万円にするから、組合を辞めてもらえないか。」と伝えたことが労働組合法7条3号に、②

申立人組合員Cに対し、労働契約の更新に当たり病院の診断書の提出を求めたことが同条1号及び3号に、③団体交渉において、団体交渉事項と無関係な申立人組合員の個人情報を開陳して侮辱したこと、団体交渉事項となっていた就業規則及び労使協定の内容を明らかにしなかったこと並びに申立人組合員Cに対する上記②の診断書の提出要求及び申立人組合員Dの申立人への加入に伴う業務変更について虚偽の発言をしたことが同条2号に、④職場に近い場所を団体交渉の場所にしなかったことが同号に、⑤申立人組合員Dに対し、回数等の保証及び弁当代を減額して賃金を支払ったことが同条1号に、⑥申立人組合員Bが被申立人に借金を申し出たことに対し、借金を認めるとともに月給を手取り26万円にする代わりに申立人を辞めるよう持ち掛け、同じ業務に従事する申立人組合員よりも高額な賃金を支払ったこと、⑦申立人組合員Cが上記②の診断書の作成に時間を要する旨報告したところ、当該診断書ができるまで契約更新日から乗務を停止し、当該乗務停止期間の賃金を1日当たり3,700円とする旨通告したこと並びに⑧被申立人従業員Eが起こした事故について、同人が被申立人に対し、金銭を請求するのであれば申立人に加入して交渉する可能性がある旨述べたところ、支払わなくてよい旨回答したこと及び当該事故に対する対応について、申立人組合員Fの起こした事故に対する対応と比べて優遇したことが同条1号及び3号に、それぞれ該当する不当労働行為であるとして、平成30年3月23日に救済が申し立てられた事件である。

2 終結状況

自主和解が成立したことに伴い、平成30年5月11日取下書が提出され、本件は終結した。

第2節 不当労働行為の再審査

第1 概 要

都道府県労働委員会の命令の交付を受けたときは、15日以内に中央労働委員会に再審査の申し立てをすることができる（労働組合法第27条の15）。

当委員会の交付した命令に対する再審査事件として、この規定によって平成30年に中央労働委員会に係属している事件は5件で、その内訳は、前年から引き続き係属したものが4件、新規に申し立てられた事件が1件である。これらの係属事件のうち、終了したものは1件で、残り4件は翌年に繰り越された（「第2 不当労働行為再審査申立事件一覧」参照）。

表1 再審査事件係属件数一覧表

(単位：件)

年 区 分	26年	27年	28年	29年	30年
係 属 件 数	4	5(2)	7(2)	5(1)	5(1)
前年からの繰越	4	4(2)	3(1)	5(1)	4(1)
新 規 申 立	-	1	4(1)	-	1

(注) () 内は、終了件数を示し、内数である。

第2 不当労働行為再審査申立事件一覧

前年繰越分（4件）

中央労働委員会 事件番号 初 審 事件番号	再審査 申立人	業 種 別 従業員数	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	再審査申立 年 月 日	所要 日数	処理状況
				初審終結 年 月 日	再審査終結 年 月 日		
21(不再)14	初審 被申立人	卸売業、小売業 約670	2	21. 3. 9 一部救済	21. 4. 1	3,562	係属中
17(不) 4				21. 3. 18			
28(不再)41	初審 被申立人	製造業 (飲料・たばこ・ 飼料製造業) 40	1・2・3	28. 7. 4 全部救済	28. 7. 26	568	勧告和解
26(不) 8				28. 7. 11	30. 2. 13		
28(不再)53	初審 申立人	教育、学習支援業 2,600	1・2・3	28. 8. 30 一部救済	28. 10. 5	818	係属中
24(不) 7				28. 9. 21			
28(不再)54	初審 被申立人	教育、学習支援業 2,600	1・2・3	28. 8. 30 一部救済	28. 10. 6	817	係属中
24(不) 7				28. 9. 21			

(注) 1 「初審命令内容」欄の日付は、命令書の日付である。

2 「所要日数」は、再審査申立時から終結時又は平成30年12月末日までの数字である。

平成30年申立分（1件）

中央労働委員会 事件番号 初 審 事件番号	再審査 申立人	業 種 別 従業員数	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	再審査申立 年 月 日	所要 日数	処理状況
				初審終結 年 月 日	再審査終結 年 月 日		
30(不再)57	初審 申立人	道路旅客運送業 15,000	1・2・3	30. 10. 19 棄却	30. 11. 8	54	係属中
27(不) 6				30. 10. 26			

(注) 1 「初審命令内容」欄の日付は、命令書の日付である。

2 「所要日数」は、再審査申立時から終結時又は平成30年12月末日までの数字である。

第3節 行政訴訟

第1 概 要

労働委員会の命令の交付を受けたときは、申立人は6か月以内に、被申立人は再審査の申立てをしない場合に限って30日以内に、それぞれ裁判所に命令の取消しの訴えを提起することができる(行政事件訴訟法第14条第1項、労働組合法第27条の19第1項)。

この規定によって当委員会の交付した命令に対する行政訴訟事件として平成30年中に裁判所に係属している事件は1件で、前年から引き続き係属しているものである(「第2 行政訴訟事件一覧」参照)。

なお、この1件は終結した。

表1 行政訴訟事件係属件数一覧表

(単位：件)

年 区 分		26年		27年		28年		29年		30年	
係属件数		1		2(1)		4(3)		1		1(1)	
最 高 裁	繰越	-	-	-	-	2(2)	-	-	-	-	
	新規	-	-	-	-		2(2)	-	-	-	-
高 裁	繰越	-	-	1	-	1(1)	1(1)	-	-	-	
	新規	-	-		1		-	-	-	-	-
地 裁	繰越	1	1	1(1)	1(1)	1	-	1	1	1(1)	
	新規		-		-		1		-		-

(注) 1 () 内は、終結件数を示し、内数である。

2 平成28年の最高裁の2件の内訳は、平成28年に高裁で終結した一つの事件に対し、民事訴訟法第312条の規定に基づく上告及び同法第318条の規定に基づく上告受理申立てがなされたものである。

第 2 行政訴訟事件一覧

前年繰越分（1件）

裁判所 事件番号 初 審 事件番号	労組法 7条 該当号	初審命令 内 容	当事者	訴訟提起 年 月 日	口頭弁論等 回 数	進捗 状況 (結果)
				訴訟終結 年 月 日		
名 地 裁 28(行ウ)14	2・3	27.9.4 棄 却	原告：初審申立人 被告：委員会 (被告側参加人：初審 被申立人)	28.1.29	口頭弁論 1回 弁論準備手続 14回	取下げ
25(不)21				30.4.13		

(注) 「初審命令内容」欄の日付は、命令書の日付である。

平成30年提起分はない。

第4節 労働組合の資格審査

平成30年における資格審査の取扱件数は21件で、その内訳は、前年からの繰越し8件、新規申請13件である。

新規申請分を事由別にみると、不当労働行為救済申立てに伴うものが11件、法人登記に伴うものが2件となっている。

表1 申請事由一覧表

(単位：件)

区分 年	委員推薦	不当労働 行為	法人登記	職業安定法	労働協約 拡張適用	計
26年	6	33(18)	2	-	-	41(18)
27年	18	30(17)	3	-	-	51(17)
28年	-	19(11)	1	-	-	20(11)
29年	17	18(6)	1	-	-	36(6)
30年	-	19(8)	2	-	-	21(8)

(注) ()内は、前年からの繰越し件数を示し、内数である。

処理区分の内訳は、資格審査の結果、適合と決定されたものが3件、不当労働行為救済申立事件が和解等で終結したために打ち切りとなったものが6件で、残り12件が翌年に繰り越された。

表2 処理区分一覧表

(単位：件)

区分 年	適合	不適合	却下	取下	打切	翌年へ 繰越	計
26年	8	-	-	-	16	17	41
27年	24	-	-	-	16	11	51
28年	4	-	-	-	10	6	20
29年	20	-	-	-	8	8	36
30年	3	-	-	-	6	12	21